

はじめに

1999年に『男女共同参画社会基本法』が施行され、社会におけるさまざまな領域で男女が共に活動する機会が増えた今日、セクシュアル・ハラスメントの生じない環境をつくり、保障することが不可欠となっている。

当初セクシュアル・ハラスメントは、職場における権利の性的不平等問題に端を発したが、職場だけでなく教育機関においてもこの問題は顕在化するようになった。これに対して今日の社会では、よりよい就労・学習・研究状況を保つために、セクシュアル・ハラスメントが生じない環境をつくる努力をするよう、法的にも求められている。

具体的には、1999年4月施行の『改正男女雇用機会均等法』により、事業主に対し、セクシュアル・ハラスメント防止・対策が新たに義務づけられた。これは日本で初めてセクシュアル・ハラスメントを法律による規制の対象とした画期的なものであり、事業主が雇用管理上、セクハラ防止について、配慮すべき義務を規定したものである。同年同月施行された『人事院規則10-10』は、公務職場（国家公務員）でのセクシュアル・ハラスメント防止を義務づけたものであり、文部省および国立学校等は、やはり同年同月実施された文部省規程『文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程』によって、管轄下にある教育機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止を義務づけられた。

こうした法的根拠に基づき、職場や教育機関においてはセクシュアル・ハラスメント防止のための努力が促され、防止ガイドラインなども策定されるようになった。

一方でスポーツという文化領域に視点転じると、セクシュアル・ハラスメントという問題が、解決を要する緊急の課題として、またそのための調査・研究の対象としていまだに可視化されていない現状に気づく。

これはスポーツ界にセクシュアル・ハラスメントが存在しないということを意味するのではない。たとえば、『スクール・セクハラ防止マニュアル』（田中早苗、2001）に掲載された1999年の「スクール・セクハラ事件概要」では、27件中5件が、あきらかに運動部・体育がらみのセクシュアル・ハラスメントとして紹介されている。また、2000年2月の秋田県内の高校陸上部監督による女子部員への強制わいせつ行為や2001年10月の大分県の陸上部監督による強制わいせつ行為による逮捕など、刑事事件として訴訟に持ち込まれるケースもみられる。こうした一連の事件は、日本陸上競技連盟が2002年秋に『倫理に関するガイドライン（財）日本陸上競技連盟、2002』を作成するきっかけにもなった。（『朝日新聞』2003）

しかし、スポーツ領域でのセクシュアル・ハラスメントが実際にどのくらいの頻度で生じているのか、その形態はどのようなものなのか、それはスポーツ以外の領域と比べて多いのかどうかといった数量的な実態さえ明らかにされておらず、またそれがスポーツ領域で生じるメカニズムについても、日本では明確に分析されていない。

こうした調査や分析は、すでにヨーロッパや北アメリカなどに点在するスポーツ研究者によって積

極的に進められ、すでに優秀なガイドラインも策定されるなど、かなりの蓄積をもたらしている。日本のスポーツ領域においても、一日も早くこの問題に焦点をあて、その現状を調査し原因や構造を分析することで、あらゆる人がスポーツにかかわって性的な不利益を被ることのない、快適なスポーツ環境づくりを保障することが急務の課題であると考えられる。

日本では、一般領域において「セクシュアル・ハラスメント」という概念が認識されはじめたものの、必ずしも共通認識が確立されているとはいえず、さらにスポーツ領域においてはこうした概念さえきちんと定義されていないといえる。むしろ、身体と精神の親密性が不可分な要素となっているスポーツという特殊な領域であるからこそ、「セクシュアル・ハラスメント」という行為の認識があいまいになり、その問題性や搾取性が顕在化しにくいのではないだろうか。

そのため本調査を実施するにあたり、スポーツ領域においては人々がどのような行為をセクシュアル・ハラスメントととらえているのかという認識を問い、一般領域における認識と比較することで、その特色を明らかにすることがまず肝要であるように思われた。

またセクシュアル・ハラスメントは、その性質上、必ずしも男性から女性になされる行為とは限定されないが、国内で明るみになったスポーツ関連の種々の事件や海外の調査事例より、現状ではスポーツ領域におけるセクシュアル・ハラスメントの多くが、男性から女性になされる行為であることが確認されている。

このような現状認識に基づき本調査では、男性から女性に対してなされるセクシュアル・ハラスメントのケースに限定し、種々の行為に対する認識と頻度をあわせてたずねる調査を実施することとした。

調査対象者は男女大学生とし、「スポーツの場」と、「スポーツ以外の場」での種々の行為について、それらをセクシュアル・ハラスメントと認識するかどうか、またその経験頻度および加害者、対処法について問う質問紙に回答してもらい、その現状と特殊性をスポーツ内／外で比較検討することを目的とした。さらに、対象とした被調査者のなかから任意で個別／グループインタビューを実施し、数量的なデータからは読み取ることのできないセクシュアル・ハラスメントに対する認識や経験などを聞くこととした。

本調査が、スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントの現状を把握するための基礎資料として、また快適なスポーツ環境を創り出すための提言づくりのために、有用な資料のひとつとなることを願っている。